

副本

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

副本直送

原告 秋山博 外19名

被告 群馬県知事 外1名

準 備 書 面 (1)

平成17年4月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



同復代理人弁護士

堀内 徹也



被告群馬県知事指定代理人

関 隆文

岩崎 弘
大沢 信一
村上 行正
奥野 幸二
齊藤 一之
若林 正朗
齋藤 博
関江 康宏
阿部 真理子
都木 文隆
荒井 唯
縫島 良一
鈴木 和男

弘



信一



行正



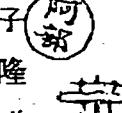
幸二



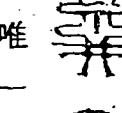
一之



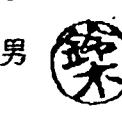
正朗



博



康宏



江



真理子



阿部



文隆

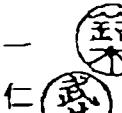


唯

都木



良一



縫島

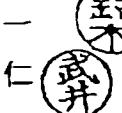


和男



鈴木

健一



武井



公仁



山本

隆

被告群馬県企業管理者指定代理人

同
同

八ッ場ダム建設事業について、以下のとおりその概要を明らかにする。

目 次

- 1 八ッ場ダム建設事業の概要について
- 2 関係法令等における八ッ場ダム建設事業の位置付け
 - (1) 河川法上の位置付け
 - (2) 水資源開発促進法上の位置付け
 - (3) 特定多目的ダム法上の位置付け
 - (4) 県計画における位置付け
- 3 八ッ場ダム建設事業の目的等について
 - (1) 洪水調節
 - (2) 流水の正常な機能の維持
 - (3) 都市用水の補給
- 4 八ッ場ダム建設事業に係る施設の概要について
- 5 群馬県における八ッ場ダム建設事業の必要性について
 - (1) 治水（洪水調節）上の必要性
 - (2) 利水上の必要性
 - (3) 河川環境（吾妻峡の景観保全）上の必要性
- 6 八ッ場ダム建設事業の負担金等について
 - (1) 八ッ場ダム建設事業実施の状況
 - (2) 治水及び利水に関する負担金
- 7 国の財政、経済政策等との関連性について

1 八ッ場ダム建設事業の概要について

八ッ場ダム建設事業は、事業主体である国土交通省（旧建設省。以下「国土交通省」という。）が利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダム（型式：重力式コンクリートダム）を建設することにより、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の河川水量の増加（治水：流水の正常な機能の維持と増進）

並びに群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規の都市用水（利水：水道用水及び工業用水）の確保を図るものである。

ハッ場ダム建設事業は、昭和42年度に実施計画調査に着手し、昭和61年7月のハッ場ダムの建設に関する基本計画の策定、平成13年9月及び平成16年9月の同基本計画の変更を経て、建設に要する費用の概算額を約4600億円とし、平成22年度の完成を予定している多目的ダム建設事業である。

なお、ハッ場ダム建設事業の概要については、「ハッ場ダム（建設事業のご案内）」（乙1号証）を参照されたい。

2 関係法令等におけるハッ場ダム建設事業の位置付け

（1）河川法上の位置付け

ア 河川管理者は、その管理する河川について、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針として、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるよう、工事実施基本計画を定めておかなければならぬとされている（平成9年法律第69号による改正前の河川法（以下「改正前河川法」という。）16条）。

一級河川である利根川水系については、河川管理者である建設大臣（当時）が、昭和40年4月28日、改正前河川法9条1項及び2項に基づき利根川水系工事実施基本計画（乙2号証）を定めた。当該計画の主な内容は、基本高水のピーク流量（河川流域に降った計画上想定している規模の降雨がそのまま河川に流れ出した場合の流量）を、基準地点八斗島において毎秒17,000立方メートルとし、このうち上流のダム群により毎秒3,000立方メートルを調節して、河道（河川）への配分流量を毎秒14,000立方メートルとするものであった。その後、昭和55年12月19日に当該計画の内容のうち治水計画の見直し等が行われ、基準地点である八斗島における基本高水のピーク流量が毎秒22,000立方メートルに、上流のダム群による調節が毎秒6,000立方メートルに、河道への配分流量が毎秒16,000立方メートルに改定された（乙3号証）。その後、平成7年3月30日の現行の利根川水系工事実施基本計画（乙4号証）までの間

合計8回の改定がなされているが、ハッ場ダムの建設は、平成4年4月7日の第5回改定時に同基本計画に位置付けられている（乙5号証）。

現行の利根川水系工事実施基本計画においては、利根川上流部（八斗島から上流部）について、多目的ダムとして、既設の藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、下久保ダム及び奈良俣ダムのほかにハッ場ダム等を建設し、下流の洪水調節等を図るとともに、各種用水の補給を行うとされている。

イ 平成9年法律第69号による改正後の河川法16条1項及び16条の2第1項では、河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画を定めることとされているが、利根川水系においてはそれらが定められておらず、平成9年法律第69号附則2条において、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでの間は、改正前河川法16条1項の規定に基づいて当該河川につき定められている工事実施基本計画の一部を、平成9年法律第69号による改正後の河川法16条1項及び16条の2第1項の規定により当該河川の区間にについて定められた河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすこととされている。

（2）水資源開発促進法上の位置付け

ア 国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議決定を経て、当該地域に対する用水の供給を確保するための水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定し、これを公示しなければならないとされている（水資源開発促進法1条、3条）。この水資源開発水系として、現在までに、利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系の7水系が指定されている。

そして、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を

聴いて、閣議決定を経て、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画を決定し、これを公示しなければならないとされており、水資源開発基本計画を変更しようとするときも同様とされている（同法4条）。

イ ハッ場ダム建設事業が実施される利根川水系については、昭和37年4月27日の閣議決定を経て、水資源開発水系の指定を受け（昭和37年4月30日総理府告示第12号。乙6号証）、同年8月17日の閣議決定を経て、同水系に係る水資源開発基本計画が決定された（昭和37年8月20日総理府告示第30号。乙7号証）。同基本計画では、水道用水、工業用水及び農業用水の需要見通し及び供給の目標が示されたが、これらは、今後の調査の進捗に伴い順次具体化するものとされ、供給の目標を達成するため必要な施設のうち、新規利水量毎秒30立方メートルの確保を目指として、矢木沢ダム及び下久保ダムの建設を行うと定められた。

その後、昭和51年4月16日の閣議決定を経て決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（昭和51年4月21日総理府告示第19号。乙8号証）において、利根川水系に加え荒川水系が追加された。

さらに、昭和63年2月2日の閣議決定を経て決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（昭和63年2月6日総理府告示第3号。乙9号証）では、昭和61年度から昭和75年度までの期間における水の用途別の需要の見通しについて、水道用水毎秒約93立方メートル、工業用水毎秒約35立方メートル及び農業用水毎秒43立方メートルとし、供給の目標について毎秒約169立方メートルとして、利根川水系において新規利水量毎秒約121立方メートル、荒川水系において新規利水量毎秒約13立方メートル、合計毎秒約134立方メートルの確保を目指として施設の建設を行うと定められた。

ウ ハッ場ダム建設事業は、昭和51年4月16日の閣議決定を経て決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に初めて位置付けられ（昭和51年4月21日総理府告示第19号。乙8号証）、名称はハッ場ダム建設事業、事業主体は建設省（当時）、河川名は吾妻川、新規利水容量は約90,000,0

00立方メートル（有効貯水容量約90,000,000立方メートル）と定められた（以下「昭和51年水資源開発基本計画」という）。

その後、ハッ場ダム建設事業に関しては、昭和63年2月2日閣議決定を経て決定された水資源開発基本計画（昭和63年2月6日総理府告示第3号。乙9号証）において、昭和51年水資源開発基本計画の内容に、「予定期昭和42年度から昭和75年度まで」が追加され、更に平成13年9月14日の閣議決定を経て決定された水資源開発基本計画（平成13年9月18日国土交通省告示第1458号。乙10号証）では、「予定期昭和42年度から平成22年度まで」に変更され、現在に至っている。

（3）特定多目的ダム法上の位置付け

ア 河川管理者である国土交通大臣は、その管理する河川について、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画を作成しなければならないとされており（特定多目的ダム法4条1項）、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき又は定められたダム使用権の設定予定者の意見を聴かなければならず、この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならないとされている（同法4条4項）。さらに、国土交通大臣は、基本計画を作成したときは、すみやかに、その旨を公示するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならないとされている（同法4条5項）。

イ ハッ場ダムの建設に関する基本計画については、昭和61年7月10日に作成され（建設省告示第1284号。乙11号証）、その主な内容は以下のとおりである。

利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）並びに群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規の都市用水（利水：水道用水及び工業用水）の確保を図ることを目的とした重力式コンクリートダムを群馬県吾妻郡長野原町に建設するものとし、建設に要する費用の概算額は約2110億

円であり、工期は昭和42年度から昭和75年度までの予定とされている（乙1
1号証）。

また、ダム使用権は、国土交通大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によって設定するものであるが（同法15条）、当初のハッ場ダムの建設に関する基本計画に定められていたダム使用権の設定予定者は、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市、北千葉広域水道企業団及び印旛郡市広域市町村圏事務組合である。

ウ その後、ハッ場ダムの建設に関する基本計画は、平成13年9月27日の第1回変更（国土交通省告示第1475号。乙12号証）、平成16年9月28日の第2回変更（国土交通省告示第1164号。乙13号証）がなされている。

平成13年9月27日の第1回変更では、事業の進捗状況にかんがみ、工期について「昭和42年度から昭和75年度までの予定」を「昭和42年度から平成22年度までの予定」と変更した。工期以外の内容についての変更は行われていない。

平成16年9月28日の第2回変更では、ダム使用権の設定予定者から利水参画量を一部減量する意向が示されたことを受けて、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の「建設目的」の「水道」及び「工業用水道」に関する変更を行った。具体的な変更内容は、群馬県の水道用水について1日最大88,100立方メートル（毎秒1.02立方メートル）の減量、千葉県印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水について1日最大20,700立方メートル（毎秒0.24立方メートル）の減量、千葉県の工業用水について1日最大20,700立方メートル（毎秒0.24立方メートル）の増量である。また、ダム建設予定地である群馬県吾妻郡長野原町のハッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会と補償基準が妥結し（平成13年6月14日調印式執行）、さらに、付替道路ルート及び移転代替地等の生活再建対策の具体化や現地調査の進捗に伴い、設計・施工計画等における精査（諸工事のコスト縮減を含む。）がなされ、その結果、同基本計画の「建設に要する費用及びその負担に関する事項」の「約2110億円」が「約460億円」に変更された。あわせて、吾妻川においては、河川としての流量が少な

い状況となっていること及び地元からの吾妻峡における河川環境改善の要望が出されていることを受けて、ダム下流の吾妻川の河川環境改善を図る必要性から、建設の目的に「流水の正常な機能の維持」が新たに追加された。

(4) 県計画における位置付け

群馬県では、水資源の確保は、県民の安全で快適な日常生活の確保と本県産業の発展にとって不可欠の重要施策と考え、県の総合計画である「躍進ぐんま計画」(昭和61年3月策定。乙14号証)、「新ぐんま2010」(平成3年3月策定。乙15号証)、「グリーンプラン」(平成8年3月策定。乙16号証)において、ハッ場ダムの建設を水没関係者の生活再建及び関係地域の振興に配慮しながら推進するとしている。

また、平成13年3月策定の「21世紀のプラン」(乙17号証)においても、流域全体として水資源の安定的確保に取り組むとして、水資源を確保するための施設整備を進めるとともに、水源地域及び関係する周辺地域の生活環境、産業基盤の整備を行うこととしている。

3 ハッ場ダム建設事業の目的等について

(1) 洪水調節

利根川は、明治29年、同43年を始め、昭和10年、同13年、同22年、同33年、同34年と大きな出水に見舞われており、特に昭和22年9月のカスリン台風による洪水は未曾有のものであった。また、近年においても、昭和56年、同57年、平成10年、同13年と相次いで大出水に見舞われており(乙18号証の1ないし3)、早急な治水安全度の向上が要請されている。

昭和55年12月19日に改定された利根川水系工事実施基本計画では、利根川流域の経済的、社会的発展に合わせて、利根川の出水特性の検討を行い、八斗島上流の河川整備の進展等を考慮して、昭和22年9月のカスリン台風規模の洪水を対象として、八斗島地点における基本高水のピーク流量を毎秒22,000立方メートルとし、このうちハッ場ダムを含む上流ダム群により毎秒6,000立方メートルを調節して、河道への配分流量を毎秒16,000立方メートルと

することが計画されたが（乙3号証）、ハッ場ダムは当該計画の一環をなすものである（乙4号証）。

また、ハッ場ダムの建設に関する基本計画では、吾妻川の当該ダムの建設される地点における最大流入量毎秒3,900立方メートルのうち毎秒2,400立方メートルの洪水調節を行うことにより、吾妻川下流の洪水流量の低減を図るとともに、利根川本川下流の洪水被害を軽減させるものであり、このための洪水調節容量（ダム貯水池に洪水を一時的に貯めることのできる容量）65,000,000立方メートルを確保するものである（乙19号証）。

（2）流水の正常な機能の維持

河川の適正な管理を図るためにには、河川が本来もつべき流量である河川維持流量（漁業、景観、河川管理施設の保護、動植物の保護、流水の清潔の保持等を総合的に考慮して設定される流量をいう。）と既得用水の取水のための流量を確保することが必要であるが、吾妻川は河川としての流量が少ない状況となっていることから、吾妻川の河川流量を増量させて、河川環境の改善を図るとともにダム下流に位置する名勝吾妻峡の景観保全を図ろうとするものである。

（3）都市用水の補給

利根川においては、おおむね2年から3年に一度の取水制限が行われており、近年では特に平成6年、同8年には30%の取水制限により社会・経済活動に大きな影響を与える等、相次いで渇水に見舞われており、利水安全度（水需要に対して必要な水量を安定的に供給できる確実性をいう。）の早急な向上が要請されている（乙20号証）。

安定的な水供給を図るため、ハッ場ダムにおいては、下流都県等の新規都市用水として通年1日最大827,700立方メートル（毎秒9.58立方メートル）の補給を行うものである。これとは別に、群馬県、埼玉県、東京都及び千葉県においては、かんがい期に、農業用水の合理化（農業水利施設の整備・近代化を図ることによって生み出された用水を新たに都市用水等に有効利用することをいう。）により新規都市用水を確保し、非かんがい期にハッ場ダムから1日最大1,091,100立方メートル（毎秒12.629立方メートル）を補給すること

により、都市用水の通年取水を可能とさせるものである。これらにより、1日最大1,918,800立方メートル（毎秒22.209立方メートル）の補給を行うものである（乙19号証）。

ア 水道

群馬県に対し、農業用水の合理化と組み合わせて新たに1日最大172,800立方メートル（毎秒2.00立方メートル）、同県藤岡市に対し、新たに1日最大21,600立方メートル（毎秒0.25立方メートル）、埼玉県に対し、農業用水の合理化と組み合わせて新たに1日最大857,100立方メートル（毎秒9.92立方メートル）、東京都に対し、農業用水の合理化と組み合わせて新たに1日最大499,300立方メートル（毎秒5.779立方メートル）、千葉県に対し、農業用水の合理化と組み合わせて新たに1日最大126,100立方メートル（毎秒1.46立方メートル）、北千葉広域水道企業団に対し、新たに1日最大30,200立方メートル（毎秒0.35立方メートル）、印旛郡市広域町村圏事務組合に対し、新たに1日最大46,700立方メートル（毎秒0.54立方メートル）、茨城県に対し、新たに1日最大94,200立方メートル（毎秒1.09立方メートル）の水道用水の取水を可能とするものである（乙19号証）。

イ 工業用水道

群馬県に対し、農業用水の合理化と組み合わせて新たに1日最大30,200立方メートル（毎秒0.35立方メートル）、千葉県に対し、新たに1日最大40,600立方メートル（毎秒0.47立方メートル）の工業用水の取水を可能とするものである（乙19号証）。

4 ハッ場ダム建設事業に係る施設の概要について

ハッ場ダムは、利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町（左岸：群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字ハッ場、右岸：群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山）に建設される重力式コンクリートダムである。

ダム及び貯水池の主な諸元は、堤高（基礎地盤の最低標高と堤頂（堤体の天端の

最高の部分) の標高との差) 131.0メートル、堤頂標高586.0メートル、総貯留量107,500,000立方メートル、有効貯留量90,000,000立方メートルである。また、貯水池の湛水面積は3.04平方キロメートルである(乙19号証)。

5 群馬県におけるハッ場ダム建設事業の必要性について

(1) 治水(洪水調節)上の必要性

現行の利根川水系工事実施基本計画では、基準点八斗島上流のダム群の洪水調節により下流の洪水を軽減することとされており、ハッ場ダムの洪水調節容量は洪水調節容量を有する利根川上流の既設ダムと比較しても最大であり、利根川上流の既設6ダムの洪水調節容量の合計の約6割(乙1号証)に相当し、効果的な洪水調節が可能とされている。一方、下流部については堤防の整備を進めることとされている。

群馬県は、利根川の源を有し、利根川全幹川流路延長322キロメートル(乙21号証)のうち約152キロメートル(乙22号証)が接している。このうち、吾妻川合流地点から下流沿川の14市町村(平成16年3月末時点)には、約102万人の県民が居住している(乙23号証)。

吾妻川が合流する渋川市から玉村町にかけては沿川に渋川市、前橋市、高崎市、玉村町など、さらにその下流の利根川を境として埼玉県と接している地域には伊勢崎市、太田市など、広大で平坦な地形を活かした可住地を多く有していることから、各地域の拠点を中心に市街地が形成され、交通基盤も確立しており首都圏発展の一翼を担っている。

群馬県においては、昭和22年のカスリン台風時に、浸水家屋71,055戸、家屋流失倒壊及び半壊3,884戸、田畠の浸水62,300ヘクタールの被害(群馬県全域)が生じている(乙24号証)。国土交通省が、現在において200年に一度の確率規模に引き延ばした昭和40年5月洪水パターンを想定して行ったシミュレーションによると、ハッ場ダムの建設により、群馬県内において氾濫面積約3800ヘクタール、想定被害額約1800億円の氾濫被害を回避できるとしている

(乙25号証)。

このように、万一利根川が氾濫すれば当該地域に甚大な被害が生じ県民の生活や経済活動に大きな影響を与えることは明白であり、利根川本川の改修と八ッ場ダムを含めた上流ダム群により災害の発生を防止することは、県民の生活・財産を守る上で本県にとって非常に重要な課題である。

利根川の治水事業は、江戸時代の利根川東遷に代表されるように、これまで長い時間をかけて段階的に安全性を高めてきている。明治時代になって、国は、長大な堤防の築造など本格的な改修事業に着手したが、それから100年以上経た現在もなお治水事業は継続中なのである(乙18号証の1)、本件の八ッ場ダム建設事業も、過去からの治水事業の一つに位置付けられるものである。

(2) 利水上の必要性

①利水(上水道)上の必要性

県民の日常生活に必要不可欠な良質で低廉な水道用水を安定的に供給する水道事業は、水道法6条2項の規定により、原則として市町村の経営とされている。しかし、新規に河川等の表流水を開発し、水道施設を整備するには多額の先行投資を必要とし、市町村等が単独で事業を実施することは不経済なことから、市町村等の水道事業者に対して水道用水を供給する水道用水供給事業(水道法3条4項)を、群馬県企業局が事業主体となり、地方公営企業として実施している。

昭和52年法律第73号による水道法の改正により、水道の計画的な整備を推進するための広域的水道整備計画の策定についての規定が新たに加えられ、厚生省(現厚生労働省)は、この円滑な推進を図るため、昭和53年1月に各都道府県に対し水道整備基本構想及び広域的水道整備計画の策定について通知(乙26号証)をした。

これに基づき、本県では昭和53年3月に「群馬県水道整備基本構想」(乙27号証)を策定し、自然的・社会的諸条件等に配慮して県央、東部、西部、吾妻、利根の5つの水道広域圏を設定し、それぞれの広域圏での水道整備の方針を定めた。

このうち県央地域については、水道法5条の2の規定に基づき、同地域の関係市町村長から「広域的水道整備計画策定の要請書」(乙28号証)が提出されたのを

受けて、県央地域広域的水道整備計画（案）を作成し、関係市町村との協議を行い、市町村の同意（市町村では当該議会の同意が必要）を得るとともに、県議会の同意を得て、昭和53年3月に「県央地域広域的水道整備計画」（乙29号証）を策定した。その後、東部地域についても、関係市町村長等から「広域的水道整備計画策定の要請書」（乙30号証）が提出され、県央地域と同様な手続を経て、昭和60年10月に「東部地域広域的水道整備計画」（乙31号証）を策定した。これらの整備計画の中で、県として広域的水道用水供給事業を積極的に推進するものとし、不足する水源については利根川地表水の開発（東部地域広域的水道整備計画においては、ハッ場ダムと明記）によって確保するとしていたことから、群馬県知事は、昭和60年11月にハッ場ダムの使用権の設定を申請し、その後、ハッ場ダム建設に関する基本計画の作成についての建設大臣（現国土交通大臣）からの意見照会に対し、県議会の議決を得て同意し、県央地域及び県東部地域の水道水源として、ハッ場ダムに参画することとしたものである。

県企業局は、水道用水供給事業を行うため4水道を設置している（群馬県公営企業の設置等に関する条例6条2項。乙32号証）。この中で、ハッ場ダムに参画しているのは県央第二水道及び東部地域水道であるが、近年の水需要の減少に伴い必要な見直しを行い、平成16年9月のハッ場ダム建設に関する基本計画の第2回変更（乙13号証）に際し、参画水量を1日最大260,900立方メートル（毎秒3.02立方メートル）から1日最大172,800立方メートル（毎秒2.00立方メートル）に減量しているが、依然としてハッ場ダムに依存する状況に変化はない。

以上のとおり、群馬県は、将来の水需要の増加が見込まれる県央地域及び東部地域に対する水道用水を供給するために広域的水道整備計画を策定し、当該計画における水源を確保するため、ハッ場ダムに参画したものであり、ハッ場ダムの水源は、県央地域及び東部地域の県民が健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠なものである。

また、県央地域及び東部地域の大半は、群馬県の生活環境を保全する条例（乙33号証）により、地盤沈下を防止する趣旨から地下水の採取の届出を要する地域に

指定されており（同条例52条）、また、一定規模以上の揚水施設を設置する場合の届出（同条例53条）や地下水の採取状況の報告（同条例57条）が義務付けられるとともに、同条例58条により地下水の採取に代えて代替水の利用が求められている。さらに、東部地域の一部は「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」（平成3年11月29日地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定。乙34号証）の保全地域に指定され、地盤沈下防止対策を講ずることとされている。

このようなことから、ハッ場ダムの参画水量は、当該地域の水道水源としてなくてはならないものであり、既に暫定豊水水利権（ダム事業の完成を前提に、河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件が付された水利権で、水源が安定的に確保されていないが、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請された場合に暫定的に許可されるもの）により、ハッ場ダム参画水量の約50%を取水し、平成17年3月末時点で水道事業者である11市町村（合計人口約75万人）に対して水道用水を供給しているものである。

②利水（工業用水道）上の必要性

本県の東毛地域は、輸送機器を始めとした北関東有数の工業地帯であり、工業用水は当初地下水に依存していたが、産業の急速な発展、都市人口の増加等による水需要の急激な増加により、地下水位の低下や地盤沈下等が懸念されるようになってきた。そこで、地域産業が必要とする工業用水を低廉で安定的かつ計画的に供給するとともに、地盤沈下を防止し自然環境の保全を図るため、工業用水道の建設が必要とされた。

工業用水道事業は、初期投資が大きく資金回収期間も長期にわたるが、地域経済発展のためには必要不可欠であることから、地方公営企業として、県企業局が事業主体となって運営することとし、現在、渡川工業用水道及び東毛工業用水道を設置している（群馬県公営企業の設置等に関する条例5条。乙32号証）。

東毛工業用水道は、太田市、館林市、伊勢崎市等8市町（平成17年3月末）に1日最大計画給水量188,500立方メートルを給水しようとする事業であり、太田市高林地内に給水能力1日最大128,500立方メートルの浄水場が完成し、昭和53年10月1日から給水している。この既設浄水場の水利権量は、当初草木

ダム及び奈良俣ダムに依存していたが、昭和60年に、経済性の観点から、奈良俣ダム水利権量の一部について、夏水（かんがい期）を既得農業用水の合理化により確保し、冬水（非かんがい期）を奈良俣ダムに比べてより安価なハッ場ダムから確保するため、前述したように、群馬県知事は、昭和60年11月にハッ場ダムの使用権設定を申請し、その後、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の作成についての建設大臣（現国土交通大臣）からの意見照会に対し、県議会の議決を得て同意し、東毛工業用水道の水源としてハッ場ダムに参画することとしたものである。したがって、ハッ場ダムの水源は、東毛工業用水道の運営に欠くことのできないものであり、これが確保できなければ企業の産業活動に支障をきたすことになる。

また、本事業の給水区域は、前記「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」（乙34号証）に定める保全区域に該当しており、継続して地盤沈下が発生している地域であることから地下水の保全が必要とされており、さらに、前記群馬県の生活環境を保全する条例（乙33号証）の規定により地下水の採取状況の報告が義務付けられ、必要に応じ地下水採取の抑制が行われている地域である。

以上のことから、ハッ場ダムにおける参画水量は、東毛工業用水道事業の水源としてなくてはならないものであり、既に暫定豊水水利権により、東毛工業用水道事業におけるハッ場ダムからの計画取水量の約59%を取水しているものである。

（3）河川環境（吾妻峡の景観保全）上の必要性

吾妻峡は、吾妻町大字松谷上組の雁ヶ沢南方にある弁天島から上流へ向かい長野原町川原湯ハッ場大橋まで約4キロメートル続く吾妻川両岸を吾妻川が深く浸食してできた渓谷であり、関東の耶馬渓と賞賛される景観を形成している。昭和10年12月24日に国の名勝に指定され、また、昭和63年には利根川治水100年を記念した「利根川百景」の一つにも選定され、新緑や紅葉の季節を始めとして観光名所として知られている。

このように吾妻峡は本県における重要な観光資源の一つであるが、吾妻川は河川としての流量が少なく、特に渴水期には極端に吾妻川の流量が減ることで河床が露出するなど景観美が一時的に損なわれることがあり、この景観を保全するために必要な流量を確保することは、本県にとって重要な課題となっている。

ハッ場ダムでは、この問題を解消するため、吾妻川の河川流量を増量させ（平成16年9月28日のハッ場ダムの建設に関する基本計画第2回変更。乙13号証）、河川環境の改善を通じて吾妻峡の景観保全を図ることとしており、本県の重要な観光資源である名勝吾妻峡の景観を保全するためにも、ハッ場ダムは必要である。

6 ハッ場ダム建設事業の負担金等について

（1）ハッ場ダム建設事業実施の状況

ハッ場ダム建設事業は、事業主体である国土交通省において実施しているものであり、その実施状況は以下のとおりである。

建設省（当時）は、昭和42年度に着手した実施計画調査を経て、昭和45年度に建設事業に着手し（国の予算上、事業の採択を受け建設の段階に移行することをいう。）、昭和61年7月10日にハッ場ダムの建設に関する基本計画を告示し（特定多目的ダム法4条。乙11号証）、昭和62年度の群馬県吾妻郡長野原町、同郡吾妻町との現地調査に関する協定書の締結、平成4年度の同郡長野原町と群馬県との3者による基本協定書の締結、ハッ場ダム水没五地区連絡会議の各地区代表との用地補償調査に関する協定書の締結を経て、平成5年度に長野原町において進入路工事に着手した。

その後、平成13年6月に群馬県吾妻郡長野原町のハッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会との補償基準が妥結し、平成16年11月には同郡吾妻町のハッ場ダム岩島地区連合補償交渉委員会との補償基準が妥結した。

現在、工事用道路工事、付替道路工事、JR付替工事、代替地造成及び用地取得等を実施しており、平成16年度末時点での進歩率は、事業費ベースで約42%と見込まれている。

（2）治水及び利水に関する負担金

おって、準備書面を分けて主張する。

7 国の財政、経済政策等との関連性について

公共事業は、河川、道路などの公共土木工事や住宅、下水道、水道など国民の生

活に直結した施設整備を行うための事業であり、その事業による公共の福祉の増進という直接の目的のほか、社会資本の整備や雇用の創出、景気対策等の国の財政、経済政策の役割をも担うものであり、公共事業であるハッ場ダム建設事業についても同様である。